

宇治山田港湾整備促進協議会設置要綱

制定	平成11年8月 2日
改正	平成12年7月25日
改正	平成13年2月28日
改正	平成14年2月28日
改正	平成15年3月 4日
改正	平成16年9月 1日
改正	平成17年4月 8日
改正	平成17年11月1日
改正	平成23年5月12日
改正	令和 7年7月23日

(設置)

第1条 港湾及び周辺地域が一体となったまちづくりを行い、その活性化を図るため、宇治山田港湾整備促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、宇治山田港及び周辺地域の整備を促進し、地域の活性化を図る。

- 2 協議会は、宇治山田港及び周辺地域に関する必要事項を調査研究する。
- 3 協議会は、関係官庁等への要望活動を行う。
- 4 協議会は、下部組織として専門部会を設置し、各種団体の特色を生かした活動を促進する。

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 商工会議所代表
- (3) 観光協会代表
- (4) 漁業協同組合代表
- (5) 地場産業代表
- (6) 利用者代表
- (7) 伊勢郷土会代表
- (8) その他市長が必要と認めたもの

- 3 必要に応じ、協議会に参与を置くことができることとし、国土交通省、三重県等の職員のうちから市長が委嘱する。

- 4 協議会、専門部会、行政調整会議の運営において、アドバイザーとして知識経験者を置くことができることとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1ヶ年とする。ただし、補欠により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、この会の業務を監査する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(専門部会)

第7条 特定の事項の調査研究及び活動を行うため、協議会に次の専門部会を置く。

(1) プレジャーボート対策部会

(2) 土地利用・地域振興部会

2 協議会は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、複数の専門部会を設置することができる。

3 専門部会は、協議会を補佐し事業を円滑に進めるため、活動を行なう。

4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(行政調整会議)

第8条 行政間の連携を密にするため、行政調整会議を設置する。

2 行政調整会議は、参与及び伊勢市職員で構成し、伊勢市都市整備部長が座長となる。

(伊勢市庁内調整会議)

第9条 協議会及び伊勢市庁内各部署間の連絡調整を密にするため、伊勢市庁内調整会議(以下「市

庁内調整会議」という。)を設置する。

2 市庁内調整会議の委員は別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、伊勢市都市整備部監理課に置く。

2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が協議会に
諮り定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 23 日から施行する。